

令和2年度

# 知的財産専門家派遣事業

飛躍への挑戦！  
高知県産業振興計画

知的財産の活用をお考えの市町村や団体の皆さまに、**無料で**アドバイザーを派遣します！

## [事業の目的]

本県では、知的財産を活用したいとお考えの市町村及び団体（※）を対象に、それぞれの取り組みが進むよう、アドバイザー（弁理士）を派遣し、知的財産に関する指導・助言などの支援を行います。

知的財産の活用をお考えの市町村、団体の皆さま、是非ご応募ください！！

## [支援について]

### 1 支援対象者

知的財産の活用には意欲のある市町村及び団体

※「団体」：団体とは、協同組合、NPO法人、権利能力なき社団など営利を目的としない団体です。株式会社等の営利を目的とした企業や個人事業主の皆さまは当該事業の対象外となりますので、一般社団法人高知県発明協会が実施する窓口相談や支援制度をご利用ください。

### 2 支援内容

アドバイザー（弁理士）の派遣による知的財産の保護及び活用等の取り組みに関する指導・助言

### 3 事業実施件数

2件程度（原則、1団体につき1回の派遣としますが、必要があると認められた場合は複数回も可能とします）

### 4 事業実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 5 応募に当たっての注意点

- (1) 事業成果報告書の提出（派遣終了後1ヶ月以内）
- (2) 事業成果の公開への協力（ホームページなどで公開）

### 6 募集期限

**令和2年12月18日（金）まで**（随時）

詳しくは産業創造課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/>

※募集要項、様式についてはこちらに掲載しています。

### 7 関係書類の提出先（問い合わせ先）

〒781-5101 高知市布師田 3992-3 高知県工業技術センター4階  
一般社団法人 高知県発明協会  
TEL：088-845-7664 FAX：088-845-7665  
E-mail：jiitosa@oregano.ocn.ne.jp

## こんな支援ができます

### ロゴマークの商標登録をしたい

専門家（弁理士）を無料で現地に派遣し、商標登録に必要な知識をわかりやすくご説明します。

商標登録に必要な事前調査の方法、商標出願の際の注意事項（例えば著作権譲渡契約書作成の必要性や内容の精査）、費用対効果を意識した商標登録の方法、登録後の管理規定の整備、またその後の地域ブランド化に向けた商標の利用方法（地域団体商標等）など多岐にわたるご質問にお答えいたします。

⇒ 現在までに多くの市町村や他団体等が専門家派遣事業を活用し、商標の出願登録、管理規定の整備などを行っています。

他にも・・・

- 著作権について権利侵害していないか教えてほしい
- 知的財産活用のメリットは？
- 発明を特許出願したい
- デザインを意匠登録したい
- 種苗法について教えてほしい など



特許や商標はもちろん、  
知的財産に関する事、お気軽に  
お問い合わせください！